

番 号 : 150883

国 名 : ヨルダン

担当部署 : ヨルダン事務所

案件名 : ヨルダン・日本・イスラエル三角協力 : 第2フェーズ ヨルダン先進農業技術の導入計画プロジェクト (ティラピア養殖技術)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : ティラピア養殖技術
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年11月中旬から2015年12月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0. 20M/M、現地 0. 87M/M、合計 1. 07M/M
- (3) 業務日数 :

| | | |
|------|--------|------|
| 準備期間 | 現地業務期間 | 整理期間 |
| 3日 | 26日 | 1日 |

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 10月28日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica. go. jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 15点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 5点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 10点
 - ③語学力 15点
 - ④その他学位、資格等 10点
- (計100点)

| | |
|----------|---------------------------|
| 類似業務 | ティラピア種苗生産施設および養殖技術に係る各種業務 |
| 対象国/類似地域 | ヨルダン/全世界 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ヨルダンの農業部門はGDP全体の28%を占め、雇用確保、食糧供給、地域開発などで重要な役割を果たしているが、これら農業の担い手は多くが小規模農家であり、先進の施設や技術、十分な資金も無く、先進的農業から取り残されてきた。ヨルダン政府は、こうした小規模農家への支援の取り組みに力を入れるため、農業省傘下の農業省国立農業研究普及センター（National Center for Agricultural Research and Extension；以降、「NCARE」と省略）の組織・能力強化を目指した。

ヨルダン政府は、ヨルダンと類似した乾燥地域での先進農業技術を有するイスラエルから、その知識と技術をNCARE研究者と普及員に習得させ、ヨルダン農民に普及することを企画して、JICAを通じて日本政府にヨルダン・日本・イスラエルの三角協力による技術協力プロジェクトの実施を要請し、2008年6月、NCAREをヨルダン側実施機関とする「ヨルダン乾燥地域における先進農業技術の導入計画プロジェクト」がスタートした。プロジェクトの実施期間中、NCARE研修者、普及員のイスラエルでの研修事業、ヨルダン内における地元農家へのワークショップやセミナーを通じた技術移転、普及活動等を実施し、所期の目的を達成し2012年8月末にプロジェクトは終了した。さらにプロジェクトの成果を発展させ、広くその技術・ノウハウの普及を図ることを目的に、ヨルダン・日本・イスラエル三角協力：第2フェーズ「ヨルダン先進農業技術の導入計画プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）の実施が採択され、「養殖」、「熱帯果樹栽培」、「節水技術」と、これらをターゲット地域の農家に効果的に普及を行う「普及のためのマスメディア」を入れた4つのコンポーネントを柱とした技術移転活動の実施を行うことで合意、NCAREをヨルダン側のカウンターパート、イスラエル外務省国際協力局（Agency for International Development Cooperation in Ministry of Foreign Affairs；以降、「MASHAV」と省略）とイスラエル農業国際開発協力局（Center for International Agricultural Development Cooperation；以降、「CINADCO」と省略）をイスラエル側のカウンターパートとして、2012年12月から2016年11月までの4年間（1年間の延長期間含む）の予定で実施しており、現在業務調整分野の長期専門家（以降、「プロジェクト業務調整員」と省略）1名を派遣中である。

本プロジェクトはヨルダンの求める知識、技術、ノウハウをイスラエルと協調して日本が提供していくことにより、ヨルダンとイスラエル両国間の信頼を醸成し、我が国が主導する「平和と繁栄の回廊」構想に貢献することが期待されている。

本プロジェクトの「養殖」コンポーネントでは、対象地域（ゴール・サフィー）の農家に養殖技術を導入することを目的に、孵化場の設置、養殖飼料ラボラトリーの設置、普及活動の為の資料の製作、イスラエルでの第三国研修、ヨルダン国内研修、パイロット農家でのテラピア試験養殖等の活動（以下、「テラピア養殖活動」）を実施している。このうち、パイロット農家でのテラピア試験養殖は、これまで2013年6月と2014年3月の2回実施され、のべ31農家が参加した。また孵化場は2014年2月に設置され、5月よりヨルダン国内調達の子魚を利用して試験的に運営を開始した。

同孵化場については、イスラエルで研修を受けたNCARE養殖部門の技術職員（以下「C/P」と省略）が、イスラエル人専門家のアドバイスを受けながら、稚魚7,200尾/月程度の生産を可能とする孵化場が設計されたが、C/Pの技術不足、孵化場の設計及び設備の面での問題が判明したため、2015年2月下旬より約10日間の日本人専門家による現地視察による状況把握、課題整理及び技術的アドバイスを受けた。この指導をもとに、種苗生産用の素掘り産卵池を造成し、同年4月より試験的な種苗生産を開始、孵化場運営の能力向上のためイスラエルの種苗生産施設において2名が同年6月初旬に実習研修を受講した。この産卵池では同年4月より8月上旬までの4か月間に約15,000尾の種苗が生産されたが、C/Pの技術不足のため、安定した生産運営には至っておらず、今後養殖適正時期に計画通りの種苗生産が行なわれるためには、さらなる技術指導が必要である。また、対象地域の農業協同組合による試験的養殖事業が今年より開始されており、今後NCAREからの養殖技術支援が期待されているが、指導すべき内容についてもアドバイスが必要な状況である。

7. 業務の内容

本業務は、NCARE C/P及びプロジェクト業務調整員からの情報を元に、「ティラピア養殖活動」について、孵化場の現状確認を行った上、課題を整理し、派遣期間中に解決可能な課題についてはNCARE C/Pに対し、アドバイスを与える。さらに本プロジェクトの活動進捗状況及びC/Pやパイロット農家等との意見交換を踏まえ、対象地域において養殖適正時期にティラピア種苗が安定供給可能となる計画的な生産体制を整備するため、年間業務スケジュール付のオペレーション・マニュアル（英文）を完成させる。

併せて、NCARE C/P向けの技術向上ワークショップ及び対象地域の養殖に関心を持つ農民向けの養殖技術紹介セミナーをそれぞれ実施し、NCARE及び対象地域の養殖技術の向上を図る。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2015年11月中旬）

①プロジェクト関係資料（合同運営会議資料、国内支援委員会資料、孵化場の設計・養殖活動概要報告書、飼料の栄養分析結果報告等）を確認し、プロジェクトの養殖部門の業務内容及び活動進捗状況・問題点について把握する。

②現地派遣期間の業務計画について、ヨルダン事務所を通じてNCARE C/P及びプロジェクト業務調整員と事前に調整の上、ワークプラン（英文）に取りまとめ、ヨルダン事務所と内容を確認する。

（2）現地派遣期間（2015年11月中旬～2015年12月中旬）

①（1）②で取りまとめたワークプラン（英文）を基に、NCARE C/P及びプロジェクト業務調整員と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。

②プロジェクトで実施中の孵化場を中心とした「ティラピア養殖活動」について、以下のプロセスにより、現状把握と課題の洗い出し、提言及び技術指導、年間業務スケジュール付のオペレーション・マニュアル（英文）の作成を行い、現地ワークショップを実施する。

ア）C/P及びプロジェクトチームとティラピア孵化場運営のこれまでの経緯と課題、今後のティラピア孵化場におけるNCAREの計画及び位置づけ等について聴取する。特に2016年3月に配布開始可能な種苗が生産されるための環境整備及び水温管理技術、種苗生産時の工程及び交配計画・管理、種苗の育成環境及び生育管理、現地で調達可能な資材を利用した孵化器の製作等について聴取する。

イ）すぐに解決可能な課題については、NCARE C/Pに対して提言及び技術指導を行い、状況を改善する。

ウ）孵化場を中心とした養殖活動の課題と改善の方向性について、NCARE C/P及びプロジェクトチームと検討を行う。

エ）対象地域において養殖適正時期にティラピア種苗が安定供給可能となる計画的な生産体制を整備するため、年間業務スケジュール付のオペレーション・マニュアル（英文）を完成させる。

オ）NCARE C/P向けの養殖技術向上ワークショップ及び対象地域の養殖に関心を持つ農民向けの養殖技術紹介ワークショップをそれぞれ実施し、NCARE C/P及び対象地域の養殖技術の向上を図る。なお、本プロジェクトが2016年11月30日に終了予定であるところ、現地派遣期間中の活動については、養殖活動のプロジェクト終了後の持続発展性に十分注意するものとする。

③現地業務結果報告書（英文）を作成し、ヨルダン事務所に提出し、活動成果を報告する。

（3）帰国後整理期間（2015年12月中旬）

①専門家業務完了報告書（和文）を作成し、農村開発部を通じてヨルダン事務所に提出する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）「専門家業務完了報告書」とする。

（1）ワークプラン（英文7部：監督職員、プロジェクトチーム、NCARE、ヨルダン事務所、パレスチナ事務所、農村開発部、CINADCO）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

- (2) 現地業務結果報告書(英文7部:監督職員、プロジェクトチーム、NCARE、ヨルダン事務所、パレスチナ事務所、農村開発部、CINADCO)

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容

- (3) 専門家業務完了報告書(和文5部農村開発部に提出:監督職員、プロジェクトチーム、ヨルダン事務所、パレスチナ事務所、農村開発部)

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
② 業務実施上遭遇した課題とその対処
③ プロジェクト実施上での残された課題
④ 年間業務スケジュール付のオペレーション・マニュアル(英文)
⑤ ワークショップレポート(英文)
⑥ その他

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

経路は、成田⇒ドバイ⇒アンマン⇒ドバイ⇒成田を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

現地派遣期間は2015年11月20日～12月15日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能。

- ② 現地での業務体制

本業務は、ヨルダン事務所次長の指示の下、プロジェクトチーム(業務調整専門家、ヨルダン人プロジェクトアドバイザー)と、ヨルダンC/P機関、CINADCO、ヨルダン事務所・パレスチナ事務所等からの情報を元に、現地派遣期間に解決可能な課題については、アドバイス及び技術指導を行うと共に、解決に時間を要する課題については技術的な改善策を提示するアクションプランを作成・提言することが求められます。

- ③ 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎

あり

- イ) 宿舍手配

あり

- ウ) 車両借上げ

プロジェクト公用車を利用し、NCARE C/P(及び「プロジェクト業務調整員」と活動していただきます。

- エ) 通訳備上

アラビア語の通訳を必要に応じて備上

- オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じてアレンジします。

- カ) 執務スペースの提供
NCARE内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供
- キ) 携帯電話貸与
なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。
 - ・ プロジェクト基本情報
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/84c265727d6be3b149256bf300087d01/c231c0b282aee38949257b250079e343?OpenDocument>
- ② 本件に係る以下の資料は、JICAヨルダン事務所(TEL+962-6585-8921)にて配布します。
 - ・ 合同運営会議資料
 - ・ 国内支援委員会資料
 - ・ 孵化場の設計・養殖活動概要報告書
 - ・ 飼料の栄養分析結果
 - ・ 2014年度「ティラピア養殖技術」短期専門家 業務完了報告書

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 関係者との連絡
先方関係機関、ヨルダン事務所、パレスチナ事務所等との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮する。
- ③ 現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、日本大使館、ヨルダン事務所より十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。
- ④ なお、類似業務の経験に関しては、本邦での経験も考慮する。
- ⑤ 不正腐敗の防止
本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または当機構担当者に速やかに相談するものとする。

以上